

HEADLINES

2023年版 **確定申告Q&A** 2-3

国外財産調書
攻めの姿勢で資産防衛 12

運命に翻弄された「裏切り者」 城所弘明
小早川秀秋の事業承継 5

大谷翔平は「ぜいたく品、扱い米・大リーグ球団の「年俸税」



米国の野球リーグMLBでは、大都市の人気球団と地方の小都市に本拠地を置く球団の収入に大きな差がある。そこで格差を縮小するため、所属選手への年俸総額が大きい球団はMLBに一定額を納め、それを年俸総額の少ない球団に配分する仕組みがある。「competitive balance tax（競争的均衡税）」の名前のとおり、まさに球界の「ぜいたく税」だ。

年俸総額に応じて税率も変わり、約270億円超なら超過額の20%だが、約377億円を超えると税率は80%に達する。しかも2度目の最高税率の適用であれば90%、3度目は110%とさらに税率は上がっていくという。

だがそれでも選手補強にける金には糸目を付けないと考えるオーナーもいる。ニューヨーク・メッツのオーナーを務めるスティーブ・コーエン氏はすでにこの最高税率を2度適用されているが、今シーズン終了後の大補強の目玉として、FA（フリーエージェント）資格を取得する大谷翔平選手を狙っているという。投打二刀流のスーパースターである大谷選手を獲得するとなれば今年も最高税率の「納税」を強いられることは間違いない。

いまやその名前をとって「コーエン税」とも呼ばれていることに対し、本人は「橋か何かに自分の名前がつくよりはいい」と気にする素振りもないようだ。

医療費控除は、医療費が年間10万円を超えた時に、超過部分を所得から差し引ける制度だ。ただこの説明には、抜けがあり、原則として医療費が年間10万円を超えることが医療費控除の条件であるのは確かだが、その年の総所得金額が200万円未満の人が医療費控除を適用する時には10万円ではなく「総所得金額の5%」

が適用下限額となるの共働き家庭であれば、妻のどちらが医療費控除適用してもいいので、のどちらかが所得200円（年収約300万円）満なら、医療費が10万円を超えていなくても医療費が適用できる。また、費は生計を共にするから誰が使ってもよいの医療費が10万円を超えても、年収が200万円満の人がいるならその適用したほうがより金額を所得から差し引くことが可能だ。もっとも、

見落とし厳禁！ コロナ禍の一時所得

確定申告特集



確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

確定申告期は3年連続で延長されてきたが、政府が新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ「5類」にするなど

いよいよ確定申告シーズンが始まる。今年の申告に当たっては、一昨年の所得税改革のような大改正はないものの、コロナ禍特有の「一時所得」の扱いには注意が必要だ。全国旅行支援による割引やマイナポイントなど納税者にとってお得とされる様々な制度には税金がかかり、申告を忘れると痛い追徴課税を食らう可能性もある。医療費控除の賢い使い方などのテクニックと合わせて、今年の確定申告のポイントを押さえておきたい（関連記事2・3面）。

国税庁の発表によると、今年の所得税・贈与税の申告および納期限は2月16日（木）〜3月15日（水）、個人事業者の消費税の申告および納期限は3月31日（金）となっている。コロナ禍が本格化した2020年以降、

アフターコロナの時代に向かうなかで、4年ぶりに原則どおり延長なしの確定期となる。今年の確定申告のトピックを見てみると、昨年からの大改正というほどの変化はない。一昨

年には配偶者控除や基礎控除の要件変更など大幅な所得税改革が行われ、昨年には行政手続きのデジタル改革を踏まえて押印の廃止などがあつたが、今年から変わるポイント、住宅ローン控除の見直しや雑所得の要件の線引きくらいだ（詳細2面）。なお国

税庁の確定申告特集ホームページでは、今年のトピックとしてスマートフォンとマイナンバーカードを使った電子申告、マイナポータルと連携しての申告書の自動入力、昨年12月にスタートしたばかりのスマホアプリ納税

を挙げている。ただ目立った変更点がないとはいえ、コロナ禍での確定申告をする上で、例年よりも気を付けたい部分はある。それが一時所得の申告だ。

例えば、多くの人が利用している「全国旅行支援」では、キャンペーンによって得をした分の金額がそのまま一時所得に当たる。同キャンペーンでは旅行代金の一定割合が値引きされ、

さらに旅先で使えるクーポンも受け取れるが、これらはすべて一時所得に含まれる。各地のコンサートやテーマパークに使える「イベント割引」も同様だ。

またマイナンバーカードの取得に伴うマイナポイントも一時所得に該当する。こうした「ポイント」への課税の仕組みはまだ当局内でも定まっていない部分はあるものの、少なくともマイナポイントについては、国税庁ホームページで「その経済的利便は一時所得として所得税の課税対象となります」と明示されている。さら

に見落としがちな収入として、「ふるさと納税」制度で受け取った商品もある。一時所得の収入はすべてを課税される。課税は単体の金額を所得から差し引くことが可能だ。もっとも、

に就いて所得税は変わるため、医療費控除をどちらが控除するかをシミュレーションしてみたほうがよい。

確定申告で見落としな項目としては、認知症の障害者控除も家族の障害者控除も障害者控除は原則として「障害者手帳」の所有が適用できるが、手持っていないと、被害の程度が手帳を持つ人たちに準ずると認定されれば、控除を受けられる。控除を受けるためには、自治

体の「要介護や要支援の障害者控除の認定」申請が必要だ。もし今年申請の間に合わない場合は、5年間の期間内に控除漏れがあった場合は還付申告書を作成すれば還付されるので、忘れないようにしたい。

続きは本紙をご覧ください。

収入

収入はすべてを課税される。課税は単体の金額を所得から差し引くことが可能だ。もっとも、

に就いて所得税は変わるため、医療費控除をどちらが控除するかをシミュレーションしてみたほうがよい。

確定申告で見落としな項目としては、認知症の障害者控除も家族の障害者控除も障害者控除は原則として「障害者手帳」の所有が適用できるが、手持っていないと、被害の程度が手帳を持つ人たちに準ずると認定されれば、控除を受けられる。控除を受けるためには、自治

体の「要介護や要支援の障害者控除の認定」申請が必要だ。もし今年申請の間に合わない場合は、5年間の期間内に控除漏れがあった場合は還付申告書を作成すれば還付されるので、忘れないようにしたい。

確定申告で見落としな項目としては、認知症の障害者控除も家族の障害者控除も障害者控除は原則として「障害者手帳」の所有が適用できるが、手持っていないと、被害の程度が手帳を持つ人たちに準ずると認定されれば、控除を受けられる。控除を受けるためには、自治